改善報告書

大学名称 鹿児島国際大学 (大学評価実施年度 2019 (令和元) 年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2019(令和元)年度に受審した大学認証評価結果において、基準7「学生支援」や基準9「社会連携・社会貢献」で3項目の長所を取り挙げられているものの、基準2「内部質保証」、基準4「教育課程・学習成果」及び基準10「大学運営・財務(2)財務」において、5項目の改善課題を、基準5「学生の受け入れ」において、1項目の是正勧告を指摘されるなど本文の中で指摘された課題を合わせると42項目の課題が浮き彫りとなった。

これを受け本学では、「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」(以下「自己点検・評価規程」という)及び「鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針」(以下「基本方針」という)に基づき、内部質保証の推進に責任を負う自己点検・評価運営委員会(以下「運営委員会」という)によるマネジメントのもと課題の整理を行い、課題ごとに「検討部局・関係委員会等」「責任部局」「検討・改善期限」を設け、計画的な改善に取り組んでいる(資料1-1、1-2、1-3)。

整理された課題への改善計画は、2019 (令和元) 年度第4回自己点検・評価運営委員会及び2020 (令和2) 年度第1回自己点検・評価運営委員会での審議を経て、2020 (令和2) 年度第1回大学評議会において審議、承認した(資料1-4、1-5、1-6)。

承認された内容は、学部教授会において課題を共有し、教職員等の構成員に周知された (資料1-7, 1-8, 1-9)。

2020(令和2)年度は、改善計画に基づいて、各学部、学科・研究科及び事務局において、例えば内部質保証の手続を明確にするために自己点検・評価規程及び基本方針の改正を行った。

また、各課題については、自己点検・評価実施部会において、事業の適切性の検証を行い自己点検・評価運営委員会での審議を経て大学評議会に報告することで課題の進捗管理を行った(資料 1-10, 1-11)。

2021 (令和3) 年度は、各課題について、自己点検・評価運営委員会のマネジメントの下、課題の進捗管理を行うととともに、2023 (令和5) 年度に看護学部を設置する計画に合わせ、経済学部経済学科、経営学科、福祉社会学部社会福祉学科、国際文化学部国際文化学科及び音楽学科の入学定員を変更する学則改正を行った(資料1-12,1-13,1-14)。

2022(令和 4)年度は,先の大学認証評価結果において指摘された是正勧告及び改善課題(6 項目)について,2023(令和 5)年 7 月までに改善結果を「改善報告書」としてとりまとめ,大学基準協会に提出する必要があることから,特にそれらの 6 項目において,大学評価後の改善に向けた取り組み状況及び各提言の改善状況について進捗管理を行った(資料 1-15, 1-16, 1-17)。

なお、2023 (令和5) 年度に開設した看護学部は、各入試方式で入学者を確保しており、

入学定員 80 名に対して 361 名の志願があり 121 名が合格,入学者数 81 名となった。現時点では、設置の趣旨及び目的の達成状況等を十分に評価できる段階にないが、養成する人材像と 3 ポリシー (ディプロマ・ポリシー,カリキュラム・ポリシー,アドミッション・ポリシー)の相関に基づく教育をはじめとする種々の取り組みを行い、既存学部と同様に自己点検・評価活動を実施することとしている。

<根拠資料>

- 資料1-1「鹿児島国際大学自己点検・評価規程」
- 資料1-2「鹿児島国際大学自己点検・評価に関する基本方針」
- 資料1-3「大学評価(認証評価)結果「是正勧告」等取組み部局」
- 資料1-4「2019(令和元)年度第4回自己点検・評価運営委員会 議事録(2020年3月25日開催)」
- 資料1-5「2020(令和2)年度第1回自己点検・評価運営委員会(メール会議)議事録 (2020年4月10日開催)」
- 資料 1-6 「2020(令和 2)年度第 1 回大学評議会議事録(2020 年 4 月 22 日開催)」
- 資料1-7「2020(令和2)年度第3回経済学部教授会議事録(2020年5月20日開催)」
- 資料1-8「2020(令和2)年度第3回福祉社会学部教授会議事録(2020年5月20日開催)」
- 資料1-9「2020(令和2)年度第3回国際文化学部教授会議事録(2020年5月20日開催)」
- 資料 1-10「2020(令和 2)年度第 4 回自己点検・評価運営委員会議事録(2021 年 3 月 24 日開催)」
- 資料1-11「2021(令和3)年度第1回大学評議会議事録(2021年4月28日開催)」
- 資料 1-12「2021(令和 3) 年度第 7 回大学評議会議事録(2021 年 11 月 24 日開催)」
- 資料 1-13「2021(令和 3)年度第 3 回自己点検・評価運営委員会議事録(2022 年 3 月 23 日開催)」
- 資料 1-14「2022(令和4)年度第2回大学評議会議事録(2022年5月25日開催)」
- 資料1-15「2022(令和4)年度第3回自己点検・評価運営委員会議事録(2023 年3月 22日開催)」
- 資料1-16「2023(令和5)年度第1回自己点検・評価運営委員会議事録(2023 年4月 26日開催)」
- 資料1-17「2023(令和5)年度第2回大学評議会議事録(2023年5月24日開催)」

2. 各提言の改善状況

(1)是正勧告

No.	種別	内 容
1	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言 (全文)	過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の
		平均について,福祉社会学部児童学科で 1.22 と高
		く,経済学部で 0.77,同経済学科で 0.77,同経営
		学科で 0.78, 福祉社会学部社会福祉学科で 0.84,
		国際文化学部で 0.72, 同国際文化学科で 0.70, 同
		音楽学科で 0.78, 学士課程全体で 0.84 と低い。ま
		た,収容定員に対する在籍学生数比率について,経
		済学部で 0.78, 同経済学科で 0.79, 同経営学科で
		0.77, 福祉社会学部社会福祉学科で 0.78, 国際文
		化学部で 0.73, 同国際文化学科で 0.74, 同音楽学
		科で 0.71, 学士課程全体で 0.82 と低いため, 学部
		の定員管理を徹底するよう,是正されたい。
	大学評価時の状況	2012 (平成24) 年度の大学基準協会の認証評価に
		て、国際文化学部の過去5年間の入学定員に対する
		入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学
		生数比率と,国際文化学科の設置初年度の入学定員
		に対する入学者数比率の低さについて指摘があり,
		中期ビジョン策定委員会において時代に即した学
		部、学科の再編について審議し、大学経営基盤の安
		定・強化を図るために国際文化学科の入学定員を
		140名から120名に変更した。
		また、外国人留学生の受入目標の設定や受入環境
		の整備、学費等減免制度の拡充、各学部・学科・研
		究科における学生募集の取組み, 教職協働による高
		校訪問や出張講義、学内外でのオープンキャンパス
		の実施等、定員充足率の改善に向けて全学的な取り
		組みを行ったが、2019(令和元)年度に受審した認
		証評価において、2018 (平成30) 年度の秋入試まで
		を含めた入学者数比率の平均及び収容定員に対す
		る在籍学生数比率の低さについて,上記提言のとお
	1.2437/7/4 0.71 24/10/19	り是正勧告を受けた。
	大学評価後の改善状況 	2023(令和5)年度入学試験では、入学者数比率
		及び在籍学生数比率の是正に向けた入学者の確保

のため、高校訪問、県外駐在員の活動、オープンキャンパス、大学訪問受入等、コロナ禍の行動制限下において可能な限り事業を実施しながら、学生募集活動に取り組んだ。入学試験の実施においてはコロナ禍への特別対応措置や海外とのオンライン入試などを行い、受験機会の確保に努めた。

また、2023 (令和5) 年度から開設予定の看護学 部の設置認可に合わせた広報とともに入学試験を 実施し,大学全体としての次年度の入学者の確保に 努めた。なお、看護学部の開設を機に、2023(令和 5) 年度より経済学科の入学定員を170名(-30), 経営学科を 150 名 (-30), 社会福祉学科を 90 名 (-10), 国際文化学科を 115 名 (-5), 音楽学科を 30名(-5)に減じ、減員分は看護学部へ移行した。 過去5年間(2019年度~2023年度)の入学定員 に対する入学者数比率の平均については、2023(令 和5)年度までの状況としては福祉社会学部児童学 科で1.12(-0.1),経済学部で0.91(+0.14),同 経済学科で 0.86 (+0.09), 同経営学科で 0.97 (+0.19), 福祉社会学部社会福祉学科で 0.88 (+0.04), 国際文化学部で 0.94 (+0.22), 同国 際文化学科で 1.03 (+0.33) , 同音楽学科で 0.66 (-0.12), 学士課程全体(看護学部除く)で0.95 (+0.11) となった。

学部・学科によっては目標としている入学者数比率 0.9以上(1.2以下)に達していないが,音楽学科を除き,指摘があった全ての学部・学科で少しずつ改善傾向にある。

また,在籍学生数比率については,経済学部で 0.92 (+0.14),同経済学科で 0.87 (+0.08),同経営学科で 0.98 (+0.21),福祉社会学部社会福祉学科で 0.92 (+0.14),国際文化学部で 0.96 (+0.23),同国際文化学科で 1.09 (+0.35),同音楽学科で 0.53 (-0.18),学士課程全体(看護学部除く)で 0.96 (+0.14)となり,音楽学科を除き,2018 (平成30)年度の状況から改善傾向にある。

なお,2023(令和5)年度に開設した看護学部の 入学者数比率及び在籍学生数比率は共に1.01であ

り、看護学部を含めた学士課程全体の入学者数比さは 0.95、在籍学生数比率は 0.97 である(資料 2 (1)-1-1、資料 2-(1)-1-2)。 《改善に向けた今後の取り組み》 2024(令和 6)年度入試に向けては、学部・学行でとに入学者数比率及び在籍学生数比率の改善に向けた分析をもとに対応策を継続的に検討し、特別
(1)-1-1, 資料2-(1)-1-2)。 《改善に向けた今後の取り組み》 2024(令和6)年度入試に向けては、学部・学 ごとに入学者数比率及び在籍学生数比率の改善)
《改善に向けた今後の取り組み》 2024(令和6)年度入試に向けては、学部・学 ごとに入学者数比率及び在籍学生数比率の改善
2024 (令和6) 年度入試に向けては, 学部・学 ごとに入学者数比率及び在籍学生数比率の改善
2024 (令和6) 年度入試に向けては, 学部・学 ごとに入学者数比率及び在籍学生数比率の改善
ごとに入学者数比率及び在籍学生数比率の改善に
向けた分析をもとに対応策を継続的に検討し、特に
1
音楽学科については、積極的な高校訪問の実施に
え、外国人留学生受入の検討や、"音楽学科イン
ーナショナルミュージックプロジェクト"等の
画、地域及び企業等の行事への積極的な参加など
志願者募集に繋がる学科独自の取組みを今後も
に継続していく必要がある。
また、受験生がコロナ禍による不利益を被らなり
ための継続的な配慮と,看護学部と合わせた大学
体の志願者募集と入学試験の実施に取り組む(資
2- (1) -1-3)。
「大学評価後の改善状況」の 資料 2-(1)-1-1
根拠資料 「新型コロナウイルス感染防止対策に伴う令和
年度入学試験の対応措置について」(既存学部・
護学部)
資料 2- (1)-1-2
「大学基礎データ (表 2)」(2019 年度~2023 年度
資料 2- (1) -1-3
「入試ガイド 2023」「看護学部入試ガイド 2023」
<大学基準協会使用欄>
検討所見
改善状況に関する評定 5 4 3 2 1

(2)改善課題

No.	種別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言 (全文)	事務局及び関係委員会、各学部・研究科による自
		己点検・評価の結果に対し、内部質保証に責任を負
		う組織である「自己点検・評価運営委員会」は、「総
		括」に改善が必要な事項を記載するにとどまり、改
		善支援が不十分である。内部質保証の手続を明確に
		定め、それに沿って「自己点検・評価運営委員会」
		による改善支援を適切に行うとともに, 内部質保証
		システムの適切性について点検・評価を行うよう改
		善が求められる。
	大学評価時の状況	本学は,2016(平成 28)年に運営委員会を大学
		全体の内部質保証に責任を負う組織として位置づ
		け,同時に,認証評価機関の基準ごとに,自己点検・
		評価の適切性を検証できる体制を構築すべく規程
		の改正を行った。また、基本方針を運営委員会及び
		大学評議会での審議を経て、学長が決定した。しか
		し、基本方針には点検・評価の結果に基づき「改善・
		改革に努める」ことは明示していたが、内部質保証
		の手続について、「権限と役割」を示すことで手続
		きを明示できていると考えていたこともあり、具体
		的にどのような手続で行うか (内部質保証のための
		手続)の明文化には至っていなかった。
		自己点検・評価の結果に対する改善支援について は、運営委員会が取りまとめる「総括」に改善が必
		は、連宮安貞云が取りまとめる「総伯」に以告が必 要な事項を記載するにとどまり、事務局及び関係委
		要な事気を記載するにととより、事務局及び関係要 員会、各学部・研究科の諸活動に対する改善支援の
		手続きが明確化されていなかった。また、自己点
		検・評価規程や基本方針が、改正・制定されてから
		間もなかったこともあり、教職員間における制度理
		解に個人差があった。そのため、内部質保証の方針、
		手続、体制、システム等の適切性を検証する、自己
		点検・評価実施部会の一つである企画部会が定期的
		に点検・評価を行っていることについての全学的な
		制度理解が不十分となっていた。

Т	T
大学評価後の改善状況	大学認証評価結果を受け,本学では運営委員会に
	よるマネジメントのもと課題の整理を行い、課題ご
	とに目標・計画を立て改善に取り組んだ。
	具体的には、自己点検・評価規程及び基本方針の
	改正について、学長を中心に大学運営会議で改善課
	題に対する改善策の検討を重ね、そのうえで、2020
	(令和2)年度第2回自己点検・評価運営委員会で
	の審議, 2020(令和2)年度第5回大学評議会での審
	議を経て承認している(資料1-1,1-2,2-(2)
	-1-1, 2-(2)-1-2)。
	このことにより、自己点検・評価の結果に対する
	改善支援については、運営委員会が取りまとめる
	「総括」に改善が必要な事項を記載するにとどまる
	ことなく, 事務局及び関係委員会, 各学部・研究科
	の諸活動に対する改善支援の手続きを明確化した。
	なお、承認された内容は、学部教授会において報
	告され、基本方針を大学ホームページにおいて公表
	するなど、課題を共有し、教職員等の構成員に周知
	されている(資料2-(2)-1-3, 2-(2)-1-
	4, 2-(2)-1-5)。
「大学評価後の改善状況」の	・資料2-(2)-1-1「2020(令和2)年度第2
根拠資料	回自己点検・評価運営委員会(メール会議)議事録
	(2020年7月14日開催)」
	・資料2-(2)-1-2「2020(令和2)年度第5回
	大学評議会議事録(2020年9月23日開催)」
	・資料2-(2)-1-3「2020(令和2)年度第8回
	経済学部教授会議事録(2020年10月21日開催)」
	・資料2-(2)-1-4「2020(令和2)年度第8回
	福祉社会学部教授会議事録(2020年 10月 21日開
	催)」
	・資料2-(2)-1-5「2020(令和2)年度第8回
	国際文化学部教授会議事録(2020年 10月 21日開
	催)」
< <大学基準協会使用欄>	
<大学基準協会使用欄> 検討所見	

No.	種別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	1年間に履修登録できる単位数の上限は設定さ
		れているものの, 福祉社会学部児童学科では, 資格
		取得等に関わる科目について,上限を超えて履修登
		録することを認めている。これにより実際に上限を
		超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数お
		り、シラバスに予習と復習の内容を記載しているも
		のの、単位の実質化を図る措置は不十分であるた
		め、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	大学評価時の状況	資格取得科目の中の卒業単位数としてカウント
		されない科目は、履修登録制限単位に含まれないた
		め,履修登録制限上限を超えて履修登録する学生が
		相当数いた。単位の実質化を図る措置は,制限単位
		内で履修した場合を想定しており, 上限を超えた学
		生に対しては、単位制の趣旨に照らして改善が必要
		であった。
	大学評価後の改善状況 	単位の実質化を図るため,まず,2017(平成29)
		年度第 10 回大学評議会において福祉社会学部履修
		規程(カリキュラムを含む)の改正を行い、平成
		30 年度以降の児童学科入学生が原則として各学年
		で年間 48 単位(各学期 24 単位)までしか履修登録
		を行えないようにした(資料2-(2)-2-1)。
		つぎに、2020(令和2)年度に児童学科が、①新
		入生及び在学生オリエンテーションにおいて履修 マスラストスイングロップ アイアンテーションにおいて
		登録できる年次別・学期別の単位数に関する指導を
		学生に対して確実に実施するという対応と、②シラ
		バスに予習や復習の時間数だけでなく、その具体的
		な学習内容も記載するという対応を行うことを決
		定し, これらの決定内容を 2020 (令和 2) 年度第
		10 回福祉社会学部教授会で報告した(資料 2 -(2) -
		2-2)。
		また、2021(令和3)年度第8回大学評議会にお
		いて、児童学科の資格取得等に関わる科目につい
		て、履修制限単位数に含まれるよう福祉社会学部履
		修規程の改正を行った。(資料2-(2)-2-3)
		さらに、単位の実質化をより一層図るため、令和

4年度第4回大学評議会において福祉社会 修規程の改正を行い, 令和5年度以降の児童	>学部層
	、一口い仮
	電学科入
学生の多数が履修登録に関する特例措置(前	†学期の
GPA が 3.0 を超えた学生が次の学期に 25 🗓	単位を上
限として履修登録ができるという特例措置	の対象
にならないよう,特例措置の基準である GPA	Aの数値
を3.0から3.6に変更した(資料2-(2)-	2-4)。
以上の取り組みによって、大学評価(認	証評価)
結果において指摘があった「児童学科の単位	立の実質
化を図る措置に関する問題点」を改善した。	
「大学評価後の改善状況」の ・資料 2-(2)-2-1 「2017 (平成 29) 年	度第 10
根拠資料 回大学評議会議事録及び資料」(2018年3月	1日開
催)	
・ ・ ・ 資料 2-(2)-2-2 「2020 (令和 2) 年度	第 10 回
福祉社会学部教授会議事録及び資料」(202	
月 25 日開催)	, 11
・資料2-(2)-2-3「第2021(令和3) 年	E度8同
大学評議会議事録及び資料」(2021 年 12 月	
催)	22 H M
・資料2-(2)-2-4「2022(令和4)年月	生年 4 同
	-,,
大学評議会議事録及び資料」(2022 年7月	∠(口用
(在)	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
	_
改善状況に関する評定	

No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	経済学研究科博士前期課程, 福祉社会学研究科博
		士前期課程及び国際文化研究科博士前期課程では、
		特定課題の研究成果に関する審査基準を明確にし
		ていないため,改善が求められる。
	大学評価時の状況	2016(平成 28)年度に大学院全体の「学位論文
		(修士・博士)審査基準」を定め,『学生便覧』に
		明示した。しかし、すべての研究科では、特定課題
		の研究成果に関する審査基準を明確にしていなか
		った。
	大学評価後の改善状況	大学院研究科長会議で特定の課題の研究成果に
		関する審査基準の原案を作成し、各研究科会議で審
		議のうえ、大学院全体の「博士前期課程(修士課程)
		における特定の課題についての研究についての審
		査基準」を明確に定めた(資料2-(2)-3-1,
		資料2-(2)-3-2, 資料2-(2)-3-3), 資
		料2-(2)-3-4, 追加資料2-(2)-3-1)。
		以上の取り組みによって、大学評価(認証評価)
		結果において指摘があった「特定課題の研究成果に 関する審査基準に関する問題点」を改善した。
	「大学評価後の改善状況」の	資料 2 - (2) - 3 - 1 「2019 (令和元) 年度第 10 回
	根拠資料	大学院研究科長会議議事要旨 及び「資料」(2020
	1以及其17	年1月22日開催)
		資料 2 - (2) - 3 - 2 「2019(令和元)年度第 15 回
		経済学研究科会議 (博士前期課程) 議事録」及び「資
		料」(2020年2月5日開催)
		資料2-(2)-3-3「2020(令和2)年度第2回
		福祉社会学研究科会議(博士前期課程)議事録」及
		び「資料」(2020 年 5 月 13 日開催)
		資料 2-(2)-3-4「2019(令和元)年度第13回
		国際文化研究科会議(博士前期課程) 議事録」及び
		「資料」(2020年2月5日開催)
		追加資料 2-(2)-3-1「2021(令和3)年度大
		学院ハンドブック(抜粋:7頁)」
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	

改善状況に関する評定	5	4	3	2	1	

No.	種別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	各学位課程の学習成果を測定するための具体的
		な指標として「カリキュラム・アセスメント・チェ
		ックリスト」を整備したが、その各評価指標と学位
		授与方針に定めた学習成果との関係性が不明確で
		あり、多角的かつ適切に把握・評価しているとは認
		められないため,改善が求められる。
	大学評価時の状況	2017(平成 29)年度に,学位授与方針に示した
		学生の学習成果を適切に把握・評価するため「アセ
		スメント・ポリシー」を定め、これに基づく具体的
		な指標である「カリキュラム・アセスメント・チェ
		ックリスト」を学士課程では大学全体と各学部・学
		科で、大学院では各研究科で整備した。このリスト
		では、「大学共通」の評価指標として、学士課程で
		は卒業率、退学率、学生の志望進路、ポートフォリ
		オによる就業力の測定結果を、大学院では学位取得
		率,退学率等を設定しているほか,「学部・研究科
		共通」「学科・課程共通」の評価指標を定めている。
		また、各学部・学科、各研究科の特性を踏まえた評
		価指標として、例えば、福祉社会学部社会福祉学科
		では社会福祉士国家試験受験資格取得率、国際文化
		学部国際文化学科では英語・中国語・韓国語・日本
		語の資格試験の受験状況とその成果等を示してい
		る。これらのチェック項目は、「アセスメント・ポーリシー」の「教育課程レベル」の方針を基準とし、
		「教務部」を中心に各学科及び関係部局との協議を
		・ 教務的」を中心に仕子件及び関係的別との協議を もとに決定された。「カリキュラム・アセスメント・
		チェックリスト」に基づき得られたデータは「教務」
		課」で整理し、各学部・学科、各研究科で確認した
		結果を集約し、「教務部会」に報告する体制として
		いる。ただし、「カリキュラム・アセスメント・チ
		ェックリスト」の各評価指標と学位授与方針に示し
		た学習成果との対応関係が不明確であり、多角的か
		つ適切に把握・評価しているとは認められなかっ
		7c.
	大学評価後の改善状況	各評価指標と学位授与方針(DP)に定めた学習成
	大学評価後の改善状況	

果との関係性を明確にし、DP に定めた学習成果を 多角的かつ適切に把握・評価するため、令和2年度 及び令和3年度に、この改善課題に関する本学の責 任部局(教務課)が、該当する既存の「カリキュラ ム・アセスメント・チェックリスト」の各項目(評 価指標など)の見直し作業を行うよう、各学科長・ 各学部長・各研究科長に対して要請を行った(資料 2-(2)-4-1、資料2-(2)-4-2)。

令和4年度に、この改善課題に関する本学の責任部局(教務課)が、①これまでの各学科・各学部・各研究科での見直し作業の結果を確認・検討し、②さらに各学科・各学部・各研究科と意見交換を行いながら、評価指標の追加(DPの達成度に関する「学生の自己評価」などを追加)・最終調整などを行ったうえで、③既存の「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」の改善案(最終案)を作成した。この改善案(最終案)は、各研究科会議及び各教授会で審議され、承認された(資料2-(2)-4-3)。さらに、令和4年度第8回大学評議会で審議が行われ、「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」の「評価指標の具体的な内容等」の部分に一部追加を行ったうえで、その改善案(最終案)が承認されるに至った(資料2-(2)-4-4)。

なお、新たな「カリキュラム・アセスメント・チェックリスト」での評価については、令和5年度から開始された。

以上の取り組みによって、大学評価(認証評価) 結果において指摘があった「学位授与方針に定めた 学習成果の把握・評価に関する問題点」を改善した。

「大学評価後の改善状況」の 根拠資料

- ・資料 2-(2)-4-1 「学部長等への依頼メール_カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく検証について」(2021 年 6 月 19 日依頼)
- ・資料 2-(2)-4-2 「学部長等への依頼メール_カリキュラム・アセスメント・チェックリストに基づく検証について」(2022 年 6 月 23 日依頼)
- ·資料 2-(2)-4-3「2022(令和4)年度第8回経済 学研究科会議(博士前期課程)議事録」,「2022(令 和4)年度第9回福祉社会学研究科会議(博士前期

	課程)議事録」及び「2022(令和4)年第9回国際
	文化研究科会議(博士前期課程)議事録」(以上,2
	022年12月7日開催),「2022(令和4)年度第1
	2回経済学部教授会議事録」,「2022(令和4)年度
	第 12 回福祉社会学部教授会議事録」及び「2022
	(令和4) 年度 第 12 回国際文化学部教授会議事
	録」(以上,2022年12月21日開催)
	・資料 2-(2)-4-4「2022(令和4)年度第8回大学
	評議会議事録及び資料」(2022(令和4)年12月2
	1 日開催)
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

No.	種別	内 容
5	基準	基準 10 大学運営・財務
		(2)財務
	提言 (全文)	法人全体,大学部門ともに,事業活動収支差額(帰
		属収支差額)比率は、「文他複数学部を設置する私
		立大学」の平均を下回る状況が続いているうえ,「要
		積立額に対する金融資産の充足率」も低い水準で推
		移していることから、教育研究活動を安定して遂行
		するために必要な財務基盤は十分であるとはいえ
		ない。法人全体の「中期ビジョン」に掲げる老朽化
		した校舎等の改修計画を大学の財政計画に盛り込
		むなど、収入・支出全体の見通しを示した中・長期
		の財政計画を策定し、これを着実に実行して、財政
		状況を改善することが求められる。
	大学評価時の状況	現行「中期ビジョン」には入学者数,経常収支差
		額及び経常収支差額比率等の項目別数値目標は明
		示していたが, 収入・支出全体の見通しについては
		明示していなかった。
		財務関係比率においては, 前回評価時に指摘され
		た人件費削減に取り組み、一定の削減を行ったが、
		それでもなお人件費比率は「文他複数学部を設置す
		る私立大学」の平均を上回っており、十分と言える
		状況ではなかった。また、法人全体、大学ともに、
		事業活動収支差額(帰属収支差額)比率は「文他複
		数学部を設置する私立大学」の平均を下回ってい
		た。加えて、「要積立額に対する金融資産の充足率」
		も低い水準であった。
	大学評価後の改善状況	学校法人津曲学園次期中期ビジョン策定委員会
		で策定した大学全体のビジョンを含む「学校法人津曲
		学園中期ビジョン 2022~2026」が 2022(令和4)
		年2月25日の評議員会及び理事会で承認された(資料2
		- (2) -5-1, 資料2-(2) -5-2, 資料2-(2)
		-5-3,資料2-(2)-5-4)。
		本ビジョンでは、大学を含む設置校別の施設・設
		備計画を作成,また大学の財務状況の見通しを示し
		た事業活動収支計算書も記載した。

	≪改善に向けた今後の取り組み≫
	本学の事業活動収支差額については、各種施策
	の取組により,近年,黒字基調にあるが,2023(令
	和5)年度に看護学部を開設することから、当面
	厳しい状況が予想される。
	今後、施設・設備計画や事業活動収支計算書等を
	踏まえつつ, ビジョンに設定した数値目標の実現に
	向けて、各種事業を積極的に推進する中で改善を図
	っていく。
「大学評価後の改善状況」の	・資料 2-(2)-5-1「第1回~第4回学校法人
根拠資料	津曲学園次期中期ビジョン策定委員会資料」
	・資料 2-(2)-5-2「評議員会議事録」(2022
	年2月25日開催)
	・資料2-(2)-5-3「理事会議事録」(2022年
	2月25日開催)
	・資料2-(2)-5-4「学校法人津曲学園中期ビ
	ジョン 2022~2026」
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に関する評定	5 4 3 2 1